

島根県民間社会福祉事業従事者互助会 平成30年度 事業計画

1. 運営委員会

年2回開催し、事業計画・予算・決算その他必要事項について審議決定する。

2. 事業

(1) 会員の退会給付に関する事業

規程により退会者に退会給付金を交付する。

(2) 会員の慶弔、傷病、災害、還暦、資格取得、勤続及び退会に対する給付に関する事業

規程により給付事項に該当する会員へ給付金を交付する。

(3) 健康管理援助事業

対象者：平成30年度で満35歳以上（協会けんぽ生活習慣病予防健診の対象者）
の会員の方

対象者数：5,205名（日帰り人間ドック619名、生活習慣病予防健診4,586名）

※H30/2/28 現在

①日帰り人間ドック受診料補助事業

補助額：30,000円

対象者数：619名

		対象者数	募集人数	希望者数	決定者数
A	本会会員で55歳の方	169名	—	104名	104名
B	本会会員で45歳の方	190名	—	115名	115名
合 計		359名	—	219名	219名
C	互助会での補助経験がない方	1,504名 (60.9%)	244名	521名	244名
D	互助会での補助経験がある方	964名 (39.1%)	156名	516名	156名
合 計		2,468名 (100.0%)	400名	1,037名	400名
総 合 計		2,827名	—	1,256名	619名

②健康診断受診料補助事業

補助額：7,038円 ※例年、協会けんぽ生活習慣病予防健診の本人負担額の最高額を設定

対象者数：4,586名

(4) 医薬品斡旋事業

・医薬品等を会員へ年3回斡旋する。(平成28年度は年2回実施)

・追加斡旋業者：株式会社アーテム

(実施スケジュール)

第1回(6月ごろ)：白石薬品株式会社

第2回(10月ごろ)：大日商事株式会社

第3回(1月ごろ)：株式会社アーテム

3. 事業内容の周知

事業内容及び事務取扱等の周知徹底を図るため、全加入施設・団体にチラシ等を配布するとともに、ホームページにおいても周知する。

4. 未加入施設へ加入促進

未加入団体・施設に対して、直接訪問または広報等で随時加入促進を図る。

5. ソウェルクラブ島根の運営

(1) 福利厚生企画・情報会議の開催

県内の会員の中から選出した企画員6名によって会議を開催し、会員のニーズに即した魅力ある事業の推進を図る。(年間1回程度)

(2) 会員交流事業の実施

島根県内の会員及びその家族のための旅行やイベント等の会員交流事業を実施する。

(3) 全国会議等への参加

(4) 個別訪問等加入勧奨の実施

県内社会福祉法人を対象とした加入勧奨を実施し、会員の増加を図る。

【参考】

	H28年9月末現在			H30年2月末現在		
	会員数	加入法人数	法人加入率	会員数	加入法人数	法人加入率
島根県	642人	16法人	6.1%	681人	16法人	6.1%

6. 全国民間社会福祉従事者共済連絡協議会(全福共)への加入

引き続き、全国民間社会福祉従事者共済連絡協議会(全福共)へ加入し、会議等へ出席するほか、団体運営にあたって必要な指導を受ける。

7. 資産運用の外部委託

本会における掛金の集金及び資産の自己運用が金融商品取引法の規制対象となることから、平成25年度から信託契約を行っている信託銀行へ引き続き外部委託を行うことにより、健全で安定した資産管理を図る。